



◀保険証のご提示で
お得なサービスが
受けられます



S/A/I/T/A/M/A / N/e/w/s

職場内で掲示・回覧をお願いします



仕事中や通勤途中のケガや病気の場合は 健康保険を使用できません

仕事中や通勤途中に被ったケガや仕事に
起因する病気の治療には、健康保険を使用
することができません。医療機関を受診する
場合は、発症した原因を必ず伝え、**労災保険
扱いで診療を受けてください。**

労災に関するお問い合わせは、事業場を
管轄する労働基準監督署へお願いいたします。

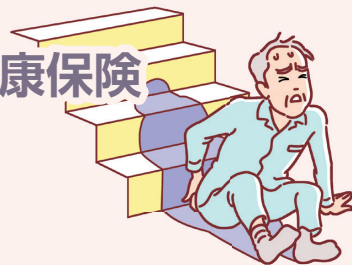
仕事中
通勤途中

労災保険



業務外

健康保険



注意

個人や勤務先の判断で
健康保険か労災保険かを
選択することはできません。

労災保険対象者は

原則として

すべての労働者

労災保険における労働者とは、「職業の種類を問わず、事業に使用される者で、賃金を支払われる者」をいい、労働者であればアルバイトやパートタイマー等の雇用形態の方も労災保険の対象となります。

法人の代表者等について

労災保険に加入できない法人の代表者や役員においても、原則、業務上の災害に起因する傷病に対して保険証を使用することはできません。ただし、右記の条件をすべて満たす場合、健康保険を使用することができます。**(健康保険を使用する際は、負傷原因届のご提出が必要です。協会けんぽへ一度ご連絡ください。)**

業務に起因する傷病の場合

- ☐ 被保険者が5人未満である適用事業所に所属する法人の代表者等であって、一般の従業員と著しく異ならないような労務に従事していること
- ☐ 労災保険の給付の対象とならないこと(※)

通勤災害による傷病の場合

- ☐ 労災保険の給付の対象とならないこと(※)

※労災保険の特別加入をしている方は、労災保険の対象となります。
詳細は管轄の労働基準監督署へお問い合わせください。

健康サポート特定保健指導をご利用ください

健診当日に受けられる場合があります

健診の結果などから、生活習慣病の発症リスクが高いと思われる方を対象に、保健師等の専門職による生活習慣改善サポート（特定保健指導）を実施しています。

健診当日に特定保健指導を受けるメリット

事業所担当者

特定保健指導を実施するための
日程調整の手間が省ける

受診者本人

健診受診直後は本人の健康意識が高く
生活習慣改善につながりやすい

健診当日の特定保健指導を実施していない健診機関もあります。当日に受けられなかった場合、協会けんぽまたは専門機関(*)から事業所へ特定保健指導のご案内を送付させていただきますので、対象の従業員様にお声がけいただき、スケジュール調整等のご協力をお願いいたします。

(*)協会けんぽが特定保健指導の実施を委託している事業者

後日時間を作って、従業員に特定保健指導を受けさせるのは難しい...



事業主様

生活習慣病予防健診
当日の特定保健指導
をご利用ください!



協会けんぽ

特定保健指導実施機関
一覧はこちら▶



協会けんぽ埼玉 特定保健指導実施機関一覧



事業主様へお願い

健診結果が「要治療」、「要精密検査」の従業員様に 医療機関を受診するようお声がけください

協会けんぽでは、お手紙やお電話でご本人様に医療機関への受診を勧めております。

血圧・血糖・脂質に関する検査数値についての健診結果が「要治療」、「要精密検査」と判定されながら医療機関を受診していない方のうち、以下の表の数値に該当する方にお手紙やお電話で医療機関の受診を勧めております。

【対象となる検査数値】

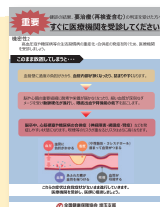
血 圧		血 糖		脂 質
収縮期血圧	拡張期血圧	空腹時血糖	HbA1c	LDLコレステロール
160mmHg以上	100mmHg以上	126mg/dL以上	6.5%以上	180mg/dL以上

症状を自覚した
ときにはかなり
病気が進行して
おり命にかかわる
ことも...



事業主様へ

対象の従業員様へ医療機関への受診について
積極的なお声がけをお願いいたします



◀お声がけ用フォーマットを
ご利用ください!

ダウンロードはこちらから▶



協会けんぽ埼玉 受診勧奨



全国健康保険協会 埼玉支部
協会けんぽ

〒330-8686 埼玉県さいたま市大宮区錦町682-2 大宮情報文化センター(JACK大宮)16階
電話(代表) 048-658-5919

毎月発行・無料

ご登録はこちらから↓

メールマガジン
「彩メール」

健康保険や健康づくりに関する
タイムリーな情報をお届け

